

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 1 3 日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の  
運用に関する問答集について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 2 年 3 月 1 1 日付け社援発 0 3 1 1 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用における問答について、別添のとおりお示しする。

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の  
運用に関する問答

問1 収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症による収入の減少による家計への影響は様々であることから、一律に基準を設け、画一的な貸付を行うことは馴染まない。
- 各地域の市町村社会福祉協議会において、相談を受ける中で、休業や失業等に至ったことと新型コロナウイルス感染症との関係などを丁寧に聞き取り、必要な内容を借入申込書に記載していただいた上で、それぞれのお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。

問2 収入の減少について、どのように確認を行うべきか。

(答)

- 収入の減少については、これまでの総合支援資金の取扱いなども参考に、給与明細書や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確認することが想定される。
- 失業状態についても、従来どおり離職票等により確認を行うことが考えられる。

問3 今般の特例措置による貸付以外の支援施策との関係性如何。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政策パッケージにおいては、本貸付以外にも雇用調整助成金の拡充等が行われているが、これらの施策の対象となっているか否かにかかわらず、生活に必要な費用を賄えないと認められる場合には本貸付の実施を検討されたい。

問4 緊急小口資金の貸付上限に係る特例である20万円以内は、どのような場合に適用されるのか。

(答)

- 緊急小口資金の貸付上限額は、本則10万円以内としているところ、災害時の特例においては、かかりまし経費に対応するため、特に必要な場合に、20万円以内に引き上げる措置をとっており、具体的に「特に必要な場合」とは、災害被害の観点から、世帯員の中に死亡者がいる場合等となっている。
- 今般の特例措置においては、災害時の特例や新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえて設定を行うものであり、具体的には、次の場合を例として、20万円以内で貸付を行うことができることとしている。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
  - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
  - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

問5 緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げることができる例として、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」等の「世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき」を定めていることの趣旨如何。

(答)

- お尋ねの点については、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者が休職し、休職による収入減少のために、かかりましの資金需要が生じる場合を想定している。
- なお、労働施策において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、今般新たに、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されるところである。
- なお、当該助成金においては、雇用労働者と一部の非雇用者が対象とされているところである。

問6 フリーランスや自営業等、雇用保険制度による支援が受けられない方について、緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げて良いか。

(答)

- 緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げることができる場合については、例示として、世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者又は罹患者との濃厚接触者がいるとき等のほか、「特に資金の貸付需要があると認められるとき」としている。
- この趣旨は、今般の特例貸付を必要とする方々である対象像が、従来の災害時の特例措置と比較して多種多様であることを踏まえ、例示を参考として、柔軟に対応していただくものである。
- したがって、お尋ねのフリーランスや自営業等、雇用保険制度による支援が受けられない方を含め、特に資金の貸付需要があると認められ、貸付上限を引き上げる必要があるときには、柔軟に適用していただきたい。